

共済ご加入のお客さまの『相談・苦情窓口』のご案内

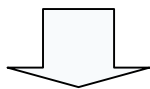
長野県福祉共済協同組合

長野県福祉共済協同組合では、ご加入の皆さまに、より一層ご満足いただけるサービスを提供できるよう、下記の連絡先において、ご相談および苦情等を受け付けております。

1. まずは、長野県福祉共済協同組合（以下、「当組合」といいます。）までお申し出ください。

長野県福祉共済協同組合（ながの共済）お客さま相談室
電話 026-269-0885

〒380-0936 長野県長野市大字中御所字岡田 131-10
受付時間：9：00～17：00
（ただし、土・日曜日、祝祭日は除きます。）



2. 苦情等のお申し出につきましては、当組合で迅速・丁寧に誠意ある対応をいたしますが、解決が見つからない場合には、下記の中立的な第三者機関へ紛争解決の申し立てを行うことができます。

下記の弁護士会の紛争解決センター・仲裁センター（以下、「センター」といいます。）に紛争解決を依頼した場合、あっせん・仲裁の申立手数料およびセンターでの話し合いの都度発生する期日手数料は、当組合で負担いたしますが、お客さまのセンターまでの交通費等および紛争解決後に仲裁人等が定めたお客さま負担分の成立手数料は、お客さまの負担となりますので、ご了承ください。

東京弁護士会 紛争解決センター Tel 03-3581-0031	第一東京弁護士会 仲裁センター Tel 03-3595-8588	第二東京弁護士会 仲裁センター Tel 03-3581-2249
〒100-0013 東京都千代田区 霞が関 1-1-3 弁護士会館 6階 受付時間 9:30~12:00 13:00~15:00 (ただし、土・日曜日、祝祭日は 除きます)	〒100-0013 東京都千代田区 霞が関 1-1-3 弁護士会館 11階 受付時間 10:00~12:00 13:00~16:00 (ただし、土・日曜日、祝祭日は 除きます)	〒100-0013 東京都千代田区 霞が関 1-1-3 弁護士会館 9階 受付時間 9:30~12:00 13:00~17:00 (ただし、土・日曜日、祝祭日は 除きます)

以上